

東温市 賃上げ応援奨励金 Q&A

(令和8年4月27日更新)

| | |
|--|---|
| 【給付対象者関係】 | 2 |
| 1. 対象となる事業者を教えてください。 | 2 |
| 2. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を教えてください。 | 2 |
| 3. 法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等、同条第7号に規定されている協同組合等を教えてください。 | 3 |
| 4. 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。 | 3 |
| 5. 本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。 | 3 |
| 6. 個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合の申請方法を教えてください。 | 4 |
| 【給付対象の従業員】 | 4 |
| 7. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。 | 4 |
| 8. 奨励金を受け取れる上限人数はありますか。 | 4 |
| 9. 外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。 | 5 |
| 10. 国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保 等)の加入者は対象となりますか。 | 5 |
| 11. 申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。 | 5 |
| 【対象賃金】 | 5 |
| 12. 比較する基本給等の考え方を教えてください。 | 5 |
| 13. 定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。 | 5 |
| 14. 基本給には、定期昇給も含まれますか。 | 6 |
| 15. 正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。 | 6 |
| 16. 繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。 | 6 |
| 17. 従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。 | 6 |
| 18. 「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。 .. | 6 |
| 【申請関係】 | 7 |
| 19. 申請方法を教えてください。 | 7 |
| 20. 労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。 | 7 |
| 21. 添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。 | 7 |
| 22. 雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。 | 7 |
| 23. 申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。 | 7 |
| 24. 早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。 | 8 |
| 25. 提出する書類に押印は必要ですか。 | 8 |

26. 申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。 8
27. 従業員の氏名の変更に伴い、賃上げ率算定表【様式第2号】と雇用契約書(労働条件通知書)の氏名が異なっても問題ないですか。 8
28. 国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。 8
29. 奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。 9
30. 対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。 9
31. 申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報を入力しても問題ないですか。 9

【給付対象者関係】

1.対象となる事業者を教えてください。

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者(個人事業主を含む)
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定され、常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人
- 法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等
- 法人税法第2条第7号に規定されている協同組合等
- 市内に本店又は主たる事業所を有する法人、協同組合等
- 市内に事業所及び住所がある個人事業主
- 市税等を滞納していない者

なお、上記要件を満たしている場合であっても、除外規定に該当する場合は対象外です。

2.中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を教えてください。

| 業種 | 中小企業者 (いずれかを満たす場合) | |
|--------------------|--------------------|----------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員(※)の数 |
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100 人以下 |
| サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |

ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外します。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している又は3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下の(1)～(5)に該当しない者とします。

- (1) 会社役員、個人事業主
- (2) 日々雇い入れられる者
- (3) 2か月以内の期間を定めて使用される者
- (4) 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (5) 試の使用期間中(入社後 14 日間)の者

3. 法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等、同条第7号に規定されている協同組合等を教えてください。

別表第二及び別表第三に規定されている法人等で、以下のいずれかに該当する者を除きます。

- 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等
- 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等
- 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助若しくは人的援助を受けている者

4. 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。

法人単位での申請となりますので、市内に複数店舗を経営していても申請は 1 回限りです。

ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。

5. 本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。

給付対象外です。市内に本店等を有する中小零細企業等が対象です。

6.個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合の申請方法を教えてください。

申請をする際、以下の書類を追加で提出してください。

- 個人事業主として、賃上げを行ったことがわかる資料
- 個人事業主から法人成りされたことがわかる資料
- 当該法人で、対象従業員が引き続き従事していることがわかる資料

※個人事業主の間に申請いただいても、申請書等の差し替えが発生するため、法人成りされたからの申請を推奨します。

【給付対象の従業員】

7.給付対象となる従業員の条件を教えてください。

対象となる法人や個人事業主に雇用されている正規従業員及び非正規従業員で、対象期間内に、定められた率以上の賃上げを実施し、賃上げ後の賃金を支給済みの従業員が対象となります。

- 正規従業員(正規雇用労働者)
期間の定めのない契約により雇用され、厚生年金保険に加入している者。
- 非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)
「正規従業員」以外の者で、雇用保険に加入している者。

※対象外となる者

- ① 役員・個人事業主本人は対象外です。
- ② 賃上げ前後の給与支払実績(賃上げ前後の賃金台帳)を確認します。給与支払実績がない従業員(産休中・育休中等含む)は対象外です。
- ③ 賃上げ後の賃金が、支給日時点における愛媛県最低賃金(特定最低賃金含む)を上回っていない従業員は対象外です。

8.奨励金を受け取れる上限人数はありますか。

- ★ 人数の上限はありませんが、1事業者当たりの給付額は50万円が上限です。
- ★ 1事業者につき、1回限りの給付となります。

9.外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。

対象です。要件に該当すれば、国籍は問いません。

10.国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保等)の加入者は対象となりますか。

対象です。

11.申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。

対象外です。

【対象賃金】

12.比較する基本給等の考え方を教えてください。

実際に支払われる賃金から下記手当等を除いたものとなります。

- 出産祝い金など、臨時的に支払われるもの
- 賞与など、1か月を超える期間ごとに支払われる手当
- 所定外給与(時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など)
- 通勤手当、扶養手当など

13.定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。

対象外です。基本給のみの賃上げが要件です。

14.基本給には、定期昇給も含まれますか。

定期昇給も含みます。

15.正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。

対象です。給与の支払方法は問いません。

16.繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。

(例) 平常時：時給1,000円 繁忙期(GW、お盆、年末年始)：1,100円

本事業の給付要件として、非正規雇用労働者の場合、5.0%以上の賃上げを実施することを要件としています。この場合、対象従業員の最も低い時給(基本的な賃金)が比較対象です。また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が比較対象となります。

17.従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。

対象となりません。それぞれの店舗での賃上げが要件です。

18.「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。

対象となりません。従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため対象外となります。国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」をご活用ください。

【申請関係】

19.申請方法を教えてください。

申請要領 4～5 ページをご確認ください。

20.労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を 確認しますか。

- 労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人(個人事業主)に雇用されている事実、基本給単位、社会保険への加入状況等を確認します。
- 賃金台帳では、賃上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認します。
※ 雇用契約書又は労働条件通知書で賃上げ前後の基本給等が分かる場合であっても、賃金台帳の提出は必要です。

21.添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。

賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられていますので、賃金台帳の写しを提出してください。

22.雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。

ハローワーク(公共職業安定所)で発行される「雇用保険被保険者証(写)」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)」を提出してください。

※「事業所別被保険者台帳」は対象外となります。

23.申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。

申請期間を過ぎた場合は、受付はできません。

24.早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。

交付を決定した法人等から順に給付します。

25.提出する書類に押印は必要ですか。

- 雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名又は記名押印のある原本の写しを添付してください。
- 労働条件通知書及び賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。

26.申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。

(例)

- ★ 雇用契約書の社名が旧社名のままで、更新できていない。
- ★ 雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出いただくことになります。

27.従業員の氏名の変更に伴い、賃上げ率算定表【様式第2号】と雇用契約書(労働条件通知書)の氏名が異なっても問題ないですか。

申請を妨げるものではありませんが、現在の氏名が確認できる資料の提出をお願いします。

28.国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など、他の助成金との併給は可能ですか。

併給できます。ただし、併給する助成金側の要件として本奨励金が併給できない場合、返還命令等を受けるおそれがありますので、各補助金の規定を確認の上、申請してください。

29.奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。

虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けたことなどが確認され、市が不適切と認めるときは、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じる場合があります。また、状況によっては、給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

30.対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。

対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠書類(賃金台帳等の写し)がそれぞれ必要です。

31.申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報を入力しても問題ないですか。

奨励金の給付は申請者(法人)に対して行いますので、申請者(法人)の口座情報の入力をお願いします。個人事業主の場合は、代表者の口座情報の入力をお願いします。